|  |
| --- |
| №24-32　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2025（令和7）年1月8日  ***全保協ニュース***  **〔協議員情報〕**  **全　国　保　育　協　議　会**  **TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509**  **ホームページアドレス〔** [**https://www.zenhokyo.gr.jp**](https://www.zenhokyo.gr.jp) **〕** |

－今号の目次－

* 令和7年度保育関係予算案が公表される（こども家庭庁） 1
* こども誰でも通園制度の設備及び運営の基準に係るパブリックコメントを提出 5
* 「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第４回）」が開催される（こども家庭庁） 6
* 「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」が公表される（こども家庭庁） 8

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* **令和7年度保育関係予算案が公表される（こども家庭庁）**

令和6年12月27日、令和7年度予算案が閣議決定されました。令和7年度のこども家庭庁予算案は、「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策の強化を本格的に実行し、こどもや若者、またそれをサポートする方々のために、質の高い施策に取り組むとしています。予算の総額は、子ども・子育て支援特別会計の設置に伴い育児休業等給付関係の歳出が移管されることに伴う増を除いた実質ベースで、前年度比1.1兆円増（＋17.8％）となる約7.3兆円となっています。

保育関係予算案については、令和6年度補正予算2,125億円に加え、令和7年度は2兆4,512億円となっています。概要については、次頁のとおりです（赤枠は全保協事務局加筆）。

|  |
| --- |
| テキスト  中程度の精度で自動的に生成された説明 |
| テキスト  自動的に生成された説明 |
| グラフィカル ユーザー インターフェイス, テキスト, アプリケーション, メール  自動的に生成された説明 |
| グラフィカル ユーザー インターフェイス, テキスト, アプリケーション  自動的に生成された説明 |

また、参考資料において、より詳細な内容が示されており、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の補助単価等についても掲載されています。

|  |
| --- |
| 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等  ①保育の提供体制の確保  （1）就学前教育・保育施設整備交付金【拡充・見直し】   * 就学前教育・保育施設整備交付金について、これまでの対象事業に加え、乳幼児通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業整備事業が示された。補助割合については下記のとおり。   【乳幼児通園支援事業実施事業整備事業を除く事業】  （私立）国2/3、市町村1/12、設置主体1/4  （公立）国2/3、設置者（市区町村）1/3  【乳幼児通園支援事業実施事業整備事業】  （私立）国2/3、市町村1/12、設置主体1/4  （公立）国2/3、設置者（市区町村）1/3   * 以下に該当する場合は、補助率の嵩上げ（1/2⇒2/3）を実施。   　・待機児童対策  　・人口減少対策：過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村  ②こども誰でも通園制度の創設  （1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】   * 補助単価については、年齢ごとの補助単価を設定（0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円）   ※こどもの年齢に応じた単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。  ※自治体の人口規模ごとで5段階の補助総額上限を設定。   * 利用可能時間（補助基準上の上限）：10時間／月 * 人員配置基準：一時預かり事業と同様（年齢・人数に応じた配置とし、うち保育士2分の1以上） * 補助割合　国3/4、市町村1/4   （2）こども誰でも通園制度総合支援システム【新規】（一部令和6年度補正予算）   * 令和7年度より総合システムが稼働（今後必要な改修も実施予定） * コールセンターの設置 |

詳細は、こども家庭庁ホームページよりご覧ください。

【令和7年度予算案】

こども家庭庁＞ホーム＞保育＞保育対策関係予算の概要

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/yosan/>

* **こども誰でも通園制度の設備及び運営の基準に係るパブリックコメントを提出**

全保協ニュースNo.24-31（令和6年12月25日発信）でお伝えしていた、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準案のパブリックコメントに対し、全保協より子どもを中心に考え、子どもの成長の観点から、下記意見を提出しました。

|  |
| --- |
| 令和6年12月27日  **「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」に関する意見**  社会福祉法人全国社会福祉協議会  全　国　保　育　協　議　会  会　長　奥村　尚三  保育三団体協議会への説明の実施や意見交換などの機会を設けていただき、心より感謝申し上げます。  「乳児等通園支援事業」は、子どもを中心に考え、子どもの成長の観点から、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することが主旨であるはずです。  上記を踏まえ、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」について、下記の意見を提出します。   * 職員の基準   「一般型乳児等通園支援事業所」の職員の基準について、「半数以上は保育士とする」とされています。しかし、「乳児等通園支援事業」は、0，1，2歳の子どもが対象であり、毎日通園する子どもたちではないことを踏まえ、専門性のある保育士が関わることを基本としてください（有資格者の配置を基本として、特例措置を設ける等）。   * 食事   食事について、「当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない」とされています。0，1，2歳の子どもを対象とすることから、安全性を担保するために、特に「一般型乳児等通園支援事業所」の場合は、食品の管理等について、厳密な基準とすることが必要と考えます。   * 管理者   「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」においては、管理者の配置についての定めはありません。一方手引き（素案）では「管理者の責務」についての記載がありますが、特に「一般型乳児等通園支援事業所」においては、管理者の配置について定めることが必要です。  子どもを中心に考えた質の高い保育を提供するためには、人材の確保を含め、安定的な運営が必要です。補助基準額の増額についてもご検討をお願いします。  今後も、子どもの最善の利益を保障し、質の高い保育を提供し続けるため、保育団体との意見交換の場を引き続き設けていただきますようお願いいたします。  以上 |

* **「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第4回）」が開催される（こども家庭庁）**

令和6年12月26日、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第4回）」が開催され、本会 伊藤 唯道 副会会長が出席しました。

「こども誰でも通園制度」は、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、実施自治体の増加を図ったうえで、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で「こども誰でも通園制度」を実施することとされています。

今回の検討会では、これまでの等内容の「取りまとめ（案）」や「こども誰でも通園制度実施に関する手引き（素案）」について議論がされました。伊藤唯道副会長からは下記内容の発言をしています。

|  |
| --- |
| * まず、利用時間10時間の件に関して、議論の中では少ないという声もあった。私自身も一時預かりをしていて、今回、誰通を試行で実施したが、はじめ、私自身も10時間は少ないと思っていた。   実際、私の園で１歳の子が１日２時間毎週来るという子がいるが、２時間でも、その子は本当に楽しそうに来て、友達と関わり、友達とけんかもし、帰るときには保護者の方に、園には絵本がたくさんあるため、「この子、今日はこういう絵本に興味ありましたよ」と伝えると、「じゃあ家でもこういうのを買ってみますね」という形で関わりがある。こういう年齢の子にとってはそうした短時間の関わりでもいいのかなというのが、私自身の今の率直な考え。  確かに保護者にとって、保護者が何かしたいときには１日２時間では無理だが、「そういうときは一時預かりをお使いください」という形で勧めている。私自身もそうだったが、こどもにとって正しい時間とは何なのかということを、今後、議論していただきたいと思う。幼児では、これが正しい時間かどうかわからないが、教育標準時間４時間というのがある。そういった意味で、どういう時間がこどもの育ち、学びにとって適切な時間なのかということを、今後も検討していただきたい。   * 人員配置について、これは何度も言っていますが、どこかで、「保育士が担うことをベースに」ということを入れてもらいたい。手引でも、「計画を立てる」など専門的なことが入ってきているため、なおさら「保育士をベースに」ということが入れていただきたい。 * また、令和８年度以降の本格実施について、小さな自治体などで民間事業者に体力がないと、そういう事業を実施できないかもしれないところもあるとの声をきいた。「自治体が直接責任を持って事業を運営していくのかどうなのか、かなり気がかりな点もある」と心配されていた。さらに、利用時間が本格実施で定まった後も、自治体で２年間は猶予期間ということで、ある程度の時間運用は可能だということだが、「確保できない自治体にとってはそこがどうなっていくのか心配だ」という声も挙がっている。 * 手引については、最初思っていたよりもかなり詳しく記入していただいたと思っている。しかし、先ほど「これから検討する」という話があったが、初めて参入する事業者もいるため、安全に関しては、具体的に何をすべきで、何をしてはいけないのか、そこはもっとはっきり書いてもいいと個人的には思っている。 * 個別計画に関しては、例えば、「１回来ただけで、次、来るのか来ないのか分からないというときに、どうしていくのか」という声が上がっている。例えば、定期利用する方とか複数回利用する方に関しては、きちんと計画を組み立てていくとか、そういう書きぶりでもよいのではないかと個人的には考える。 * 最後に、運営に関する基準が出ているが、しっかりしたもので安心した面もあるが、これから認可の申請をしていくときに、かなり膨大になることを懸念している。現在、保育所や認定こども園などで０、１、２歳児を受け入れているところに関しては、みなし認可など、そういったことを考えていただきたい。 |

詳細については、こども家庭庁ホームページからご確認ください。

ホーム＞会議等＞こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会＞こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第4回）

<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen/cd3e0064>

* **「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」が公表される（こども家庭庁）**

上記の「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第4回）」を踏まえ、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和6年12月26日付）が公表されました（下記参照）。

取りまとめでは、検討会での意見もふまえ、令和7年度の制度のあり方について整理するとともに、令和8年度からの本格実施に向け今後さらに整理していくことをまとめています。

|  |
| --- |
|  |

詳細については、こども家庭庁ホームページから「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」をご覧ください。

ホーム＞会議等＞こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会

[https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen](https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen)